

平成 22 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 マーチャント・バンカーズ株式会社  
 代表取締役社長兼 COO 森 下 将 典  
 (コード 3121 大証 2 部・福証)  
 問合せ先 経営管理部長兼社長室長 庄 佳 秀  
 (TEL 03-3502-4910)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 22 年 6 月 23 日開催予定の第 86 回定時株主総会に、下記の通り定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

本日付別途開示の当社「株式の併合及び単元株式数の変更に関するお知らせ」に記載の通り、当社は本日開催の取締役会において、平成 22 年 6 月 23 日開催予定の第 86 回定時株主総会に、株式併合及び単元株式数の変更について付議することを決議いたしました。

これを受け、同株主総会において株式併合が承認可決され、効力が発生することを条件として、現行定款 6 条に規定する発行可能株式の総数を減少するため、および現行定款 8 条の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するための所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 5 条 (省略)	第 1 条～第 5 条 (現行通り)
第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>900 百万株</u> とする。	第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>90 百万株</u> とする。
第 7 条 (省略)	第 7 条 (現行通り)
第 8 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	第 8 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。
第 9 条～第 42 条 (省略)	第 9 条～第 42 条 (現行通り)
(新設)	第 43 条 (発行可能株式総数及び単元株式数の変更の効力発生日) 第 6 条及び第 8 条の効力発生日は、当社第 86 回定時株主総会の第 1 号議案に係る株式併合の効力が発生した日とする。なお、本条は当該株式併合の効力発生日後、これを削除する。

3. 日程 (予定)

- |            |               |
|------------|---------------|
| ①取締役会決議日   | 平成22年5月11日(火) |
| ②定時株主総会決議日 | 平成22年6月23日(水) |
| ③定款変更効力発生日 | 平成22年8月1日(日)  |

以上